

2021年12月13日  
日 本 銀 行

「株式買入等基本要領に定める信託の受託者の選定に関する細目」  
の一部改正について

日本銀行は、本行保有株式にかかる受託者の選定を適切かつ円滑に行うため、下記の措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

「株式買入等基本要領に定める信託の受託者の選定に関する細目」を別紙のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

金融機構局総務課信用政策企画グループ  
代表 03-3279-1111 小澤（内線 6482）

「株式買入等基本要領に定める信託の受託者の選定に関する細目」

中一部改正

- 3. (1) ハ. を次のとおり改める（全面改正）。
  - ハ. 信用力に関して、「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」（平成31年3月26日決定）第2章1. に定める要件を満たすこと。この場合において、同要件に「申出者」とあるのは「受託者」と読み替えるものとする。
  
- 4. (2) 中「3年」を「4年」に改める。